

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 土地改良区の役員の就退任
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可
- 収入証紙の小売りさばき人の廃止
- 収入証紙の小売りさばき人の指定
- ◇ 公 告
鳥取県職員採用上級・中級試験の実施

告 示

鳥取県告示第九十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定す

る療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
須山医院	米子市東町五五	昭和五十二年十月二十九日

鳥取県告示第九十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
須山医院	米子市東町五五	全国	昭和五十二年十月二十九日

鳥取県告示第九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十三年二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

五本松土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 前田 正彦 気高郡青谷町大字河原八五〇番地

“ 塩 義郎 “ 山根四四番地

“ 山本 丈夫 “ 飯里一一三番地

“ 片岡 立身 “ 蔵内三四〇番地

“ 中原 勝平 “ 気高町大字上原二八九番地一

“ 田中 敏明 “ 一六三番地

“ 井伊 清美 “ 鹿野町大字小別所六九番地

監事 前田 久志 “ 青谷町大字河原九三二番地五

“ 長谷川 九一 “ 九五二番地

任期満了により退任

五本松土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 前田 正彦 気高郡青谷町大字河原八五〇番地

“ 塩 義郎 “ 山根四四番地

“ 桂 治幸 “ 気高町大字飯里一三五番地

“ 中原 勝平 “ 上原二八九番地一

“ 長谷川 九一 “ 青谷町大字河原九五二番地

“ 長谷川 寿 “ 二七二番地

“ 片岡 立身 “ 蔵内三四〇番地

監事 長谷川 二郎 “ 河原四三一番地

“ 秋吉 至 “ 八一三番地

昭和五十二年十一月三十日開催の臨時総会において総選挙の結果当選し、

昭和五十二年十二月二十五日就任 任期四年

北条町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 中本 建治 東伯郡北条町大字松神八一五番地

監事 谷本 正和 “ 曲三一六番地

昭和五十二年十二月十五日一身上の都合により退任

北条町土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 谷本 正和 東伯郡北条町大字曲三一六番地

監事 田熊 康祐 “ 米里三〇六番地

昭和五十二年十二月二十日開催の臨時総会において補欠選挙の結果当選し、同日就任 任期昭和五十六年四月二十七日まで

鳥取県告示第九十七号

昭和五十二年十二月一日付けで青谷町から申請のあつた土地改良（日置

谷地区農道舗装) 事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十八号

青谷町から申請のあつた町営土地改良(日置谷地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十九号

次のとおり収入証紙の小売りさばき人の廃止があつたので告示する。

昭和五十三年二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

廃止年月日	住	所	氏	名
昭和五十二年十二月十日	鳥取市末広温泉町 六五一番地	株式会社鳥取銀行 末広支店	長	

鳥取県告示第百号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	指定番号	住	所	氏	名	売りさばき場所
昭和五十三年 二月一日	四二六	鳥取市南吉方一丁目 六四番地	株式会社鳥取銀行 鳥取駅南支店	長		住所と同じ。

公 告

昭和52年度鳥取県職員採用上級・中級試験の実施について、次のとおり

公告する。

昭和53年2月3日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験区分、採用予定人員並びに勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務先及び職務内容
上級	土木 約9名	知事の事務部局又は企業局に勤務し、専門的業務に従事します。
	農業土木 約4名	知事の事務部局に勤務し、それぞれの試験区分に応じた専門的業務に従事します。
中級	生活改良普及員 2名	

試験区分	受 験 資 格
土木	昭和25年4月2日から昭和31年4月1日までに生まれた男子
農業土木	
生活改良普及員	昭和27年4月2日から昭和33年4月1日までに生まれた女子で生活改良普及員の資格を有するもの又は昭和53年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの

なお、次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。
 ア 日本の国籍を有しない者
 イ 禁治産者及び準禁治産者
 ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を

受けることがなくなるまでの者

エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第一次試験

(1) 試験種目

試験区分	試験種目	試 験 内 容	時 間
上級	教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の多肢選択式による筆記試験を行います。	2時間30分
	専門試験	公務員として必要な専門的知識及び能力について、大学卒業程度の多肢選択式及び記述式による筆記試験を行います。なお、試験問題は、下記の②の分野から出題されます。	多肢選択式 2時間 記述式 1時間30分
	適性検査	公務員としての職務遂行上必要な素質及び適性について、検査を行います。	25分
	教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、短期大学卒業程度の多肢選択式による筆記試験を行います。	2時間30分
		公務員として必要な専門的知識及び能力	

中級	<p>について、短期大学卒業程度の多肢選択式及び記述式による筆記試験を行います。なお、試験問題は、下記の(2)の分野から出題されます。</p>	多肢選択式 2時間 記述式 1時間30分
適性検査	公務員としての職務遂行上必要な素質及び適性について、検査を行います。	25分

(2) 専門試験の出題分野
各試験区分ごとの専門試験の出題分野は、次のとおりです。

試験区分	出題分野
上級	<p>土木 数学、物理、材料力学、水理学、土質工学、測量、材料学、土木施工、河海工学、都市計画</p> <p>農業土木 数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料施工、土質工学、農業機械、農学一般</p>
中級	<p>級生活良普及員 家政学原論、教育方法、被服、食物、住居、家庭管理、家族関係、保健衛生</p>

(3) 試験日時及び試験場

試験日	試験日時	試験場
昭和53年2月26日(日)	受付時間 午前8時10分から8時35分まで 試験開始 午前8時45分から	鳥取市東町二丁目 112 鳥取県立鳥取西高等学校

(4) 第一次試験の合格者の決定及び発表

ア 決定の方法

試験区分ごとに教養試験及び専門試験の成績並びに適性検査の結果を総合して合格者を決定します。

ただし、教養試験、専門試験及び適性検査のうちいずれかが一定の基準に達しない者は、不合格となります。

イ 発表

昭和53年3月中旬に鳥取県庁本庁舎1階掲示板に掲示します。なお、合格者には書面で通知します。

4 第二次試験

第二次試験は、第一次試験の合格者に対して行います。

(1) 試験種目

ア 人物試験

人物性行について、個別面接による口述試験を行います。

イ 身体検査

職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて、検査を行います。

(2) 試験日時及び試験場

昭和53年3月中旬に鳥取市において行いますが、詳細については、第一次試験合格者に書面で通知します。

5 人物調査

人物性行、受験資格及び申込書記載事項の真否について行います。

6 最終合格者の発表

昭和53年3月下旬に鳥取県庁本庁舎1階掲示板に掲示します。なお、

合格者には書面で通知します。

7 合格者の採用及び給与

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとく作成する採用候補者名簿に採用候補者として高点順に登載されます。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿登載後1年間です。

- (2) 採用候補者名簿に登載された者は、任命権者が職員を採用する必要が生じた場合に人事委員会から高点順に採用候補者として推薦され、任命権者が行う面接、身体検査等を受けて、そのうちから採用が決定されます。

なお、採用は、昭和53年4月1日以降に行われます。

- (3) 給与は、原則として下表のとおり支給され、その後は定期に昇給します。

試験区分	給 料 月 額
上 級	88,000 円
中 級	79,300 円

また、上表給料月額のほかには諸手当として期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等がそれぞれ条件に応じて支給されます。

8 受験手続及び受付期間

- (1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局で交付します。郵便で申込

書を請求する場合には、封筒の表に「上(中)級請求」と朱書し、50円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要な事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合には、封筒の表に「上(中)級受験」と朱書してください。

なお、受験票は、後日郵送しますから、受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、20円切手をはってください。
 イ 受験申込みの際には、試験区分のうちいずれか一つを選んでください。

なお、申込みの締切りまでは、試験区分の変更ができます。

(3) 申込み受付期間

昭和53年2月6日(月)から昭和53年2月22日(水)まで受け付けます。

なお、郵送による申込みは、昭和53年2月22日までの消印のあるものに限り受け付けます。

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続には、十分注意してください。

9 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局で受け付けます。

(2) 郵便による問い合わせの際には、50円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封してください。